

## 和泉市建設工事等における郵便入札参加者心得

和泉市

この心得は、和泉市建設工事等における郵便入札実施要綱（平成19年8月21日制定）第2条に規定する建設工事等において郵便入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守るべき事項について定める。

## 1 関係法令等の遵守

- (1) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）、建設業法（昭和24年法律第100号）、同法施行令（昭和31年政令第273号）等の関係法令並びに和泉市財務規則（昭和39年和泉市規則第12号）及び和泉市建設工事等における郵便入札実施要綱を遵守しなければならない。
- (2) 入札参加者は、和泉市制限付一般競争入札実施要綱（平成10年10月21日制定）及び和泉市公募型指名競争入札実施要綱（平成19年1月10日制定）又は指名通知書、仕様書、図面及び現場等を熟覧のうえ、入札に参加しなければならない。この場合において仕様書、図面等に質疑がある場合は、公告等において定めるところにより質問することができる。

## 2 入札保証金

入札参加者は、入札書を郵送する前に入札予定額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、和泉市財務規則第90条の規定により入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではない。

## 3 入札書の書き方

- (1) 入札書には、住所、商号又は名称及び代表者氏名を記入し、本市へ登録の使用印又は実印を鮮明に押印しなければならない。
- (2) 入札書には、消せないインクの筆記具等で記入すること。
- (3) 入札書には、楷書で丁寧に記入しなければならない。金額については、算用数字を用い、その数字の直前に「¥」を記入しなければならない。
- (4) 入札参加者は、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を入札書の金額欄に記入しなければならない。

## 4 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和

22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

## 5 入札の延期、中止

- (1) 入札参加者が不正な行為をし、入札を公正に執行できないと認められるとき及び災害その他必要があると認めるときは、入札の延期又は中止をすることがある。
- (2) 郵便事情等による事故が発生した場合で必要があると認めるときは、入札の延期又は中止をすることがある。

## 6 開札

- (1) 開札は、公告等に記載した開札日時に行うものとする。
- (2) 入札立会人及び開札傍聴者は、開札に際し、入札執行担当職員の指示に従い、円滑な開札の執行に協力し、不適当な言動等により正常な入札の執行を妨げてはならない。
- (3) 入札立会人及び開札傍聴者が開札に関し妨害若しくは不正な行為をし、又はそのおそれがあると認めるときは、その者の開札及び開札の立会い又は傍聴を拒否することがある。

## 7 落札者の決定等

- (1) 入札比較価格の範囲内で最低価格の入札者を落札者とする。ただし、入札比較価格に達しない場合は、不調として他の業者をもって再度入札を行う。
- (2) 入札比較価格の範囲内で同価格の入札者があった場合は、抽選により落札者を決定する。この場合において、当該入札参加者は抽選を辞退することができず、当該入札参加者から選定した入札立会人により抽選を行うものとする。
- (3) 前項の場合において、最低価格での抽選により決定した業者が契約締結できなくなったときは、抽選を行った他の業者で再度抽選を行い業者決定するものとする。

## 8 契約金額の決定

入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額をもって契約金額とする（ただし、端数は円未満切捨て）。

## 9 最低制限価格の設定

入札最低制限価格を設けた場合は、入札比較価格と入札最低制限価格の範囲内で最低価格の入札者を落札者と決定する。入札比較価格と入札最低制限価格の範囲内で最低価格の入札者が2者以上あるときは、7（2）及び（3）を準用する。

## 10 契約の保証

- (1) 落札者は、本市との契約の締結前に、次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。
  - 契約保証金の納付（現金又は銀行保証の小切手に限る。）
  - 債務不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、市長が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
  - 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券（履行ボンド）による保証
  - 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (2) 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。
- (3) 契約保証金には利子を付さない。
- (4) 契約保証金は、契約目的物の引渡し後に全額を還付する。

- 11 前条の規定にかかわらず必要と認めるときは、10（1）に掲げる公共工事履行保証証券（履行ボンド）による保証（引き渡した工事目的物又は成果物が種類若しくは品質に関して契約の内容に適合しないものといった契約不適合の特約を付したものに限る。）を求めることがある。この場合において、保証金額は契約金額の100分の30以上とする。

## 12 前払金

和泉市建設工事前金払取扱規則（昭和47年和泉市規則第17号）第2条第2項の規定により算出した額とする。

## 13 契約書の提出

- (1) 落札者は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に記

名押印した契約書（議会の議決に付すべき契約であるときは仮契約書）その他契約に必要な関係書類（以下「契約書等」という。）を提出しなければならない。ただし、本市の承諾を得た場合はこの期間を変更することができる。

- (2) 落札者が前項の期間内に契約書等を提出しないときは、その者と契約を締結しないことがある。

#### 1 4 違約金の徴収

落札者が1 3 (1) の期間内に契約を締結しないときは、落札金額の1 0 0 分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

#### 1 5 市議会の議決を要する契約

- (1) 市議会の議決を要する契約については、入札後仮契約を締結し、市議会で可決されたときに本契約となるものとする。ただし、可決日の翌日から起算して7日以内（本市の承諾を得た場合はこの期間を変更することができる）に1 0 (1) の各号に規定する保証書等の提出がない場合は、契約は最初から成立しなかったものとみなす。
- (2) 仮契約の相手方が仮契約期間中に指名停止等の措置を受けたとき及び契約の相手方として不適当な事由があったときは、当該仮契約を解除することがある。
- (3) 前項の規定により仮契約を解除しても、市は一切の責を負わないものとする。

#### 1 6 異議の申立て

入札参加者は、入札後、仕様書、設計図書、現場等についての不明または錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。また、郵便事情等により入札書等が到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。